



島根県報

平成16年11月9日(火)

第 1 623 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示

生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定	(健康福祉総務課)	1
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	(")	2
生活保護法の規定による介護扶助を担当する機関の指定	(")	2
介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者福祉課)	2
介護保険法の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定	(")	3
身体障害者福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業者の指定	(障害者福祉課)	3
知的障害者福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業者の指定	(")	3
土地改良事業計画書の縦覧 (2 件)	(農村整備課)	3
地域森林計画の樹立	(森林整備課)	4
地域森林計画の変更	(")	4
漁港の指定内容の変更	(漁港漁場整備課)	5
道路の供用開始	(道路維持課)	5
電線共同溝を整備すべき道路の指定	(")	6

公 告

男女共同参画センターの指定管理者の募集	(環境生活総務課)	6
県民会館の指定管理者の募集	(文化振興課)	12
美術館の指定管理者の募集	(")	16
三瓶自然館及びその附属施設の指定管理者の募集	(景観自然課)	21
肥料の登録	(生産振興課)	25
肥料の登録事項の変更	(")	26
林業種苗法の規定に基づく生産事業者講習会の開催	(森林整備課)	26
穴道湖自然館の指定管理者の募集	(水産課)	27
産業交流会館の指定管理者の募集	(商工政策課)	29
産業高度化支援センターの指定管理者の募集	(産業振興課)	31

告 示

島根県告示第1,104号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成16年11月9日

島根県知事 澄 田 信 義

医療機関の名称	所在地	指定年月日
のつ歯科	松江市田和山町147 - 4	平成16年10月16日

島根県告示第1,105号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成16年11月 9 日

島根県知事 澄 田 信 義

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
水野歯科医院	松江市殿町32番地	平成16年 9 月30日

島根県告示第1,106号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成16年11月 9 日

島根県知事 澄 田 信 義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者 ・居宅介護支援事業者		実施する 事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業 所・居宅介護支援事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の 所在地		名 称	所 在 地	
有限会社 川崎組	浜田市下府町904	通所介護	デイサービス お あしす かわのせ	浜田市下府町904	平成16年 11月 1 日

島根県告示第1,107号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき告示する。

平成16年11月 9 日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
有限会社 アミーゴ島根	通所介護	デイサービス・だんだん	飯石郡三刀屋町伊萱40 - 6	平成16年10月22日
有限会社 デイリー	福祉用具貸与	有限会社 デイリー	安来市広瀬町広瀬1875 - 1	平成16年11月 1 日
有限会社 川崎組	通所介護	デイサービス おあしす かわのせ	浜田市下府町904番地	平成16年11月 1 日

島根県告示第1,108号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定に基づき告示する。

平成16年11月9日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
有限会社 三晃	有限会社 三晃	浜田市下府町1579番地2	平成16年11月1日

島根県告示第1,109号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の17第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を次のとおり指定したので、同法第17条の23第1号の規定に基づき告示する。

平成16年11月9日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
特定非営利活動法人まごころサービス松江センター	居宅介護	ヘルパーステーションまごころ	松江市新雑賀町3-17	平成16年10月29日

島根県告示第1,110号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の17第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を次のとおり指定したので、同法第15条の23第1号の規定に基づき告示する。

平成16年11月9日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
特定非営利活動法人まごころサービス松江センター	居宅介護	ヘルパーステーションまごころ	松江市新雑賀町3-17	平成16年10月29日

島根県告示第1,111号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定に基づき、次のとおり土地改良区理事長から土地改良事業の施行について認可の申請があり、同条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により審査の結果、土地改良事業計画を適当と決定したから次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年11月9日

島根県知事 澄 田 信 義

事業主体名	事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
大原郡木次町土地改良区	木次第2期地区農道舗装事業 (非補助土地改良事業)	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	雲南市役所

島根県告示第1,112号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定に基づき、次のとおり土地改良区理事長から土地改良事業の施行について認可の申請があり、同条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により審査の結果、土地改良事業計画を適当と決定したから次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年11月9日

島根県知事 澄 田 信 義

事業主体名	事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
鹿足郡日原町土地改良区	青原地区農道事業 (非補助土地改良事業)	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	日原町役場

島根県告示第1,113号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の規定により地域森林計画を立てたいので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。なお、当該地域森林計画の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに島根県知事に対し、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができる。

平成16年11月9日

島根県知事 澄 田 信 義

森林計画区の名称	縦覧場所	縦覧期間
江の川下流森林計画区 (浜田市、江津市、邑智郡及び那賀郡一円)	島根県農林水産部森林整備課、川本農林振興センター及び浜田農林振興センター	自 平成16年11月10日 至 平成16年12月9日

島根県告示第1,114号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第4項の規定により地域森林計画を変更したいので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。なお、当該地域森林計画の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに島根県知事に対し、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができる。

平成16年11月9日

島根県知事 澄 田 信 義

森林計画区の名 称	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
斐伊川森林計画区 (松江市、出雲市、安来市、雲南市、八束郡、仁多郡、飯石郡、簸川郡及び邇摩郡一円)	島根県農林水産部森林整備課、松江農林振興センター、木次農林振興センター、出雲農林振興センター及び川本農林振興センター	自 平成16年11月10日 至 平成16年12月 9 日
高津川森林計画区 (益田市、美濃郡及び鹿足郡一円)	島根県農林水産部森林整備課及び益田農林振興センター	

島根県告示第1,115号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第 6 条第 5 項の規定に基づき、豊田漁港の区域の水域及び陸域を次のように変更する。

平成16年11月 9 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 水域

海士町大字豊田34番 1 に設置された標柱（イ点）から80度213メートルの地点（ロ点）に引いた線（イ線）、ロ点から同町大字豊田244番 1 に設置された標柱（八点）に引いた線（ロ線）及び陸岸により囲まれた海面

2 陸域

水域の欄に規定するイ線、同欄に規定するロ線、同欄に規定するイ点から234度221メートルの地点（二点）に引いた線、二点から246度30分179メートルの地点（ホ点）に引いた線、ホ点から197度253メートルの地点（へ点）に引いた線、へ点から233度30分244メートルの地点（ト点）に引いた線、ト点から143度30分219メートルの地点（チ点）に引いた線、チ点から65度30分167メートルの地点（リ点）に引いた線、リ点から103度30分118メートルの地点（又点）に引いた線、又点から84度30分105メートルの地点（ル点）に引いた線、ル点から134度30分228メートルの地点（ヲ点）に引いた線、同欄に規定する八点からヲ点に引いた線及び水際線により囲まれた地域

島根県告示第1,116号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する土木建築事務所において一般の縦覧に供する。

平成16年11月 9 日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	延 長	供用開始年月日	管轄する土木建築事務所の名称	備 考
県 道	斐川一畑大社線	平田市小伊津町字川奥平532番 1 地先から同町字上菅澤952番 1 地先まで	メートル 528.00	平成16年 11月13日	出 雲 土 木 建 築 事 務 所	
〃	安来木次線	雲南市大東町下久野437番 1 地先から同417番 1 地先まで	250.00	平成16年 11月 9 日	木 次 土 木 建 築 事 務 所	

島根県告示第1,117号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定により告示する。

平成16年11月9日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路 線 名	区 間	上り線又は下り線の別	指 定年月日
県 道	益田停車場線	益田市駅前町96番2地先から同町94番4地先まで	下り線	平成16年11月9日

公 告

島根県立男女共同参画センター条例の一部を改正する条例（平成16年島根県条例第48号）附則第2項の規定に基づき指定管理者を指定するため、指定管理者となることを希望するものを次のとおり募集する。

平成16年11月9日

島根県知事 澄 田 信 義

1 指定管理者募集の目的

平成15年6月地方自治法改正（同年9月施行）により「指定管理者制度」が創設されたことから、公の施設である島根県立男女共同参画センター（以下「センター」という。）の設置目的をより効果的かつ効率的に達成するため、指定管理者を募集する。

2 施設の概要

(1) 所在地

島根県大田市大田町大田イ236番地4

(2) 規模、構造等

ア 敷地面積 6,456.11平方メートル

イ 延べ床面積 7,066.1平方メートル

ウ 構造規模 本館棟 鉄筋鉄骨コンクリート造 5階建

ホール棟 鉄筋コンクリート造 2階建

車庫棟 鉄筋コンクリート造 2階建

自転車置場 鉄骨造 1階建2棟

エ 竣工年月日 平成10年12月18日

オ 施設の概要 別紙のとおり

(3) 入居機関

ア センター

（関係施設）

ホール、パフォーマンススペース、情報提供コーナー、多目的研修室、情報ライブラリー、調査研究室、和室、ワークステーション、特別会議室、研修室1～4、生活創造スタジオ、託児・授乳室、事務室、館長室、応接室、宿泊室、レストラン、駐車場（85台分）等

イ 島根県女性相談センター

（関係施設）

事務室、相談室等

ウ 島根県立中部情報化センター

(関係施設)

ニューメディアスペース、パソコン研修室、映像音響編集室

エ その他県が必要と認める団体等

3 指定管理者が行う業務

- (1) センターの施設及び設備の使用承認に関する業務
- (2) センターの施設及び設備の使用料の徴収及び還付に関する業務
- (3) センター、島根県女性相談センター及び島根県立中部情報化センター（以下「センター等」という。）の施設及び設備の維持管理業務
- (4) その他仕様書に記載する業務

4 指定予定期間

指定の期間は、平成17年4月1日から平成20年3月31日までを予定している。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

5 管理に要する経費（委託料）

県は、指定管理者の業務を実施するために必要な経費として、選定された指定管理者が提示した額を支払う。委託料は分割支払いすることとし、支払時期や方法等については島根県と指定管理者で締結する協定書で定める。なお、県が支払う管理委託料は、年度ごとに次の予算額を上限とし、災害等の特別な場合を除き原則として増額は行わない。

平成17年度 88,900千円（消費税及び地方消費税を含む。）

平成18年度 88,900千円（ " " ）

平成19年度 88,900千円（ " " ）

合 計 266,700千円

センターの施設及び設備の使用料に係る収入が、収入目標額6,600千円の±10%を上回る変動があった場合、その2分の1（対象経費10万円以上）を翌年度（最終年においては当該年度）の委託料に反映させることとする。

6 応募資格

指定管理者に応募しようとするものは、次の(1)から(7)までのいずれにも該当すること。

- (1) 島根県内に主たる事務所を置く又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）とする。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない法人等であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実がない法人等であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更生又は再生手続をしていない法人等であること。
- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けていない法人等であること。
- (6) 法人税、法人都道府県税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない法人等
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は、その構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない法人等であること。

7 申請の手続

(1) 申請書類

ア 申請書（島根県立男女共同参画センター条例施行規則（平成11年島根県規則第24号。以下「規則」という。）に定める様式第1号）

イ 事業計画書

ウ センターの管理に係る収支予算書

エ 過去3年間の法人等に関する事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録その他経営の状況を明らかにする書類

- オ 申請書を提出する年度における法人等に関する事業計画書及び収支予算書
- カ 法人等の定款、寄附行為又はこれらに準ずる書類
- キ 法人にあっては法人登記簿謄本、法人以外にあっては役員名簿
- ク 印鑑証明書、県税に係る納税証明書、消費税及び地方消費税に係る納税証明書

(2) 提出部数

正本 1 部及び副本 7 部。(1)のキ及びクについては、正本 1 部

(3) 提出期限

平成16年12月8日(水)午後5時まで

(4) 提出先

15に記載する場所

(5) 提出方法

ア 郵送又は持参

イ 申請書類は、返却しない。

8 指定管理者募集要項及び仕様書の配付期間及び配付場所

(1) 配付期間

平成16年11月9日(火)から平成16年12月8日(水)までの毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。

(2) 配付場所

15に記載する場所

9 現地説明会

現地説明会は、次のとおり開催する。

(1) 開催日時 平成16年11月22日(月)午前10時から

(2) 開催場所 センター3階研修室

(3) 現地説明会の内容

ア 募集要項及び仕様書の説明

イ センターの施設見学

(4) その他 現地説明会に出席を希望する応募者は、平成16年11月18日(木)午後5時までに15に記載する場所まで連絡すること。

10 指定管理候補者の審査の基準及び選定方法

(1) 審査基準

ア 事業計画の内容が住民の平等な使用が図られるものであること。

イ 事業計画が適切なものであること。

ウ 事業計画を確実に実施するに足る財政的基礎及び人的能力を有する法人等であること。

エ センター等の適切な維持管理と管理に係る経費の縮減が図られる法人等であること。

(2) 審査項目

ア 申請団体の財政的基礎及び人的能力

イ 施設の管理運営の基本方針

ウ 施設の管理運営に係る人員配置

エ 施設の管理運営経費

オ 利用者サービスの向上

カ 利用率の向上

キ 危機管理体制

(3) 選定方法

ア 指定管理候補者の選定は、島根県立男女共同参画センター指定管理者候補選定委員会（以下「委員会」という。）において、審査基準に基づき行う。

イ 指定管理候補者の選定に当たっては、提出書類により応募資格及び提案内容等を書類審査して行う。なお、この際、申請を行ったものに対し、質疑、ヒヤリング等を行うことがある。また、必要に応じ追加資料の提出を求める場合もある。

ウ 審査の結果は、平成17年1月上旬までに連絡する。なお、正式に指定管理者として指定されるまでの間に指定管理候補者に事故のある時は、選定されなかった申請者のうちから新たに指定管理候補者を選定することがある。

エ 委員会は、非公開とする。

オ 審査結果は、指定管理者の指定後まで開示しない。

11 指定管理者の指定及び協定等

(1) 一指定管理者の指定

指定管理者の指定には、島根県議会の議決が必要となる。10の(3)で選定した法人等（以下「選定事業者」という。）を指定管理者の候補者として、平成17年2月島根県定例議会へ上程し議決されれば、指定管理者の指定となる。

(2) 協定の締結

島根県と指定管理者は、センター等の維持管理に関する協定を締結する。

12 指定管理者の履行責任に関する事項

(1) 指定管理者は、施設使用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設使用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに島根県に報告しなければならない。

(2) 指定管理者は、実態として事業継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに島根県に報告しなければならない。

(3) 前記に規定するもののほか、指定管理者の履行責任に関する事項については、協定で定める。

13 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、島根県は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかった場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができるものとする。

(2) 指定管理者が倒産し、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理の継続が困難と認められる場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができる。

(3) (1)又は(2)により指定管理者の指定を取り消された場合には、指定管理者は、島根県に生じた損害を賠償しなければならない。

(4) 不可抗力その他島根県又は指定管理者の責めに帰することができない事由により事業の継続が困難となった場合には、島根県と指定管理者は、事業継続の可否について協議する。

(5) 前記に規定するもののほか、事業の継続が困難となった場合の措置については、協定で定める。

14 その他留意事項

(1) 申請に係る経費は、すべて申請者の負担とする。

(2) 次のいずれかに該当するときは、選定審査の対象から除外する。

ア 申請書類に虚偽の記載があったとき。

イ 提出期限までに必要な書類が揃わなかったとき。

ウ その他不正な行為があったとき。

(3) 選定事業者が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定管理者の指定の議決後においても、指定しないことがある。

(4) 指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないこと

がある。

ア 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。

イ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

(5) 指定管理者が行う業務の全部を第三者に委託し、請け負わせてはいけない。

(6) 島根県立男女共同参画センター条例（平成11年島根県条例第13号）、規則、島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第7号）その他関係法令を承知の上で申請すること。

15 問合せ先（書類の配付場所及び提出先）

- (1) 郵便番号 690・8501
- (2) 住所 島根県松江市殿町1番地
- (3) 担当部局 島根県環境生活部環境生活総務課男女共同参画室
- (4) 電話 0852・22・5245
- (5) ファクシミリ 0852・22・5098

別紙

施設の概要

(㎡)

管理者	室名	面積合計	1階	2階	3階	4階	5階	R階	備考
島根県女性相談センター		368.6	0.0	0.0	0.0	368.6	0.0		
	事務室	65.2				65.2			
	相談室1（洋室）	18.0				18.0			
	相談室2（和室）	22.9				22.9			
	グループ相談室	24.2				24.2			
	カウンセリングルーム	22.5				22.5			
	その他施設	215.8				215.8			
島根県立中部情報化センター		182.3	0.0	182.3	0.0	0.0	0.0		
	ニューメディアスペース	84.5		84.5					
	多目的研修室B	65.3		65.3					
	映像音響スタジオ	32.5		32.5					
宿泊施設（目的外使用許可）		613.3	0.0	0.0	0.0	0.0	613.3		
	宿泊室（洋ツイン）	295.7					295.7		
	宿泊室（和室）	45.5					45.5		
	宿泊室（身障者）	45.5					45.5		
	フロント	9.4					9.4		
	事務室	17.4					17.4		
	便所（事務室）	2.2					2.2		
	リネン室1	27.9					27.9		
	リネン室2	17.7					17.7		
	自販機コーナー	11.4					11.4		
	エレベーターホール	49.7					49.7		
	廊下	83.1					83.1		
	倉庫	8.0					8.0		
	レストラン・厨房・厨房休憩室・売店 （目的外使用許可）		150.2	150.2	0.0	0.0	0.0	0.0	
レストラン		129.0	129.0						
売店		21.1	21.1						
島根県立男女共同参画センター		643.0	43.3	226.4	74.1	299.3	0.0		
	受付（1F）	19.1	19.1						
	防災センター	24.2	24.2						
	情報ライブラリー	157.5		157.5					
	書庫	21.6		21.6					
	調査研究室	47.3		47.3					
	倉庫（3Fリフレッシュコーナー横）	28.0			28.0				
	企画ルーム・ワークステーション	46.2			46.2				
	事務室	173.4				173.4			
	ボランティア室	15.1				15.1			
	センター長（館長）室	44.3				44.3			
	応接室	21.0				21.0			
	副センター長室	15.0				15.0			
	女子更衣室	6.0				6.0			
倉庫（4F事務室横）	24.5				24.5				

島根県立男女共同参画センター（その他）	2,966.6	742.2	551.5	1,005.7	412.0	157.2	98.1
風除室 1	7.1	7.1					
風除室 2	7.1	7.1					
エントランスロビー	210.2	210.2					
情報提供コーナー	187.0	187.0					
廊下	44.8	44.8					
エレベーターホール	42.3	42.3					
パフォーマンススペース	67.4	67.4					
便所	58.5	58.5					
機械室	45.5	45.5					
倉庫（パフォーマンススペース裏）	38.4	38.4					
倉庫（階段下）	27.6	27.6					
階段室	6.4	6.4					
更衣室	15.2		15.2				
多目的研修室 A	78.8		78.8				
湯沸かし室	7.5		7.5				
掃除控室	12.0		12.0				
エレベーターホール	48.3		48.3				
機械室	45.5		45.5				
廊下	196.0		196.0				
便所	58.5		58.5				
階段室	25.7		25.7				
階段室	25.7		25.7				
ロビー階段	19.2		19.2				
サーバー室	19.2		19.2				
研修室	277.0			277.0			
映写室	27.0			27.0			
特別会議室	114.6			114.6			
生活創造スタジオ	121.2			121.2			
和室	58.4			58.4			
リフレッシュコーナー	38.4			38.4			
エレベーターホール	46.3			46.3			
機械室	45.5			45.5			
湯沸かし室	19.4			19.4			
便所	56.7			56.7			
廊下	150.0			150.0			
階段室	25.7			25.7			
階段室	25.7			25.7			
乳児・託児室	82.9				82.9		
乳児・託児室（便所）	9.3				9.3		
湯沸かし室	7.5				7.5		
倉庫	12.0				12.0		
機械室	45.5				45.5		
廊下	116.4				116.4		
エレベーターホール	47.7				47.7		
便所	38.7				38.7		
階段室	26.2				26.2		
階段室	25.8				25.8		
電機室	103.9					103.9	
階段室	25.8					25.8	
階段室	27.5					27.5	
（屋外）	98.1						98.1
エレベーター機械室	49.4						49.4
ボイラー	21.2						21.2
階段室	27.4						27.4
本館合計	4,924.1	935.7	960.2	1,079.8	1,079.8	770.5	98.1
ホール棟 （1F）	1,986.6	1,166.3	567.9	252.4	0.0	0.0	
風除室	30.7	30.7					
ホワイエ・ホールロビー	286.9	286.9					
カウンターコーナー	13.6	13.6					
廊下 1	51.7	51.7					
倉庫	85.0	85.0					
客席	204.0	204.0					
舞台	173.0	173.0					

	便所1(男子)	34.1	34.1						
	便所2(女子)	74.8	74.8						
	舞台上がり口1	7.0	7.0						
	舞台上がり口2	8.8	8.8						
	ウインチピット室	14.3	14.3						
	搬入口	32.1	32.1						
	廊下2	33.2	33.2						
	男子控室	23.3	23.3						
	便所3(男子)	10.5	10.5						
	女子控室	22.6	22.6						
	便所4(女子)	11.8	11.8						
	湯沸かし室	5.2	5.2						
	ピアノ庫	14.3	14.3						
	オイルポンプ室	4.4	4.4						
	渡り廊下	25.0	25.0						
(2F)	ロビー	96.0	96.0						
	ホールロビー階段	14.2	14.2						
	客席	154.7	154.7						
	同時通訳室	11.5	11.5						
	調整室	17.4	17.4						
	親子室	11.5	11.5						
	通路	61.0	61.0						
	階段室2	19.2	19.2						
	階段室3	16.0	16.0						
	倉庫	8.8	8.8						
	空調機械室	132.6	132.6						
	渡り廊下	25.0	25.0						
	(3F)	メンテナンス通路	175.1		175.1				
オイル庫		3.6		3.6					
ポンプ室		22.8		22.8					
電機機械室		15.6		15.6					
階段室2		19.2		19.2					
階段室3		16.0		16.0					
(屋外)									
車庫棟	123.8								
自転車置場	15.8								
自転車置場	15.8								
合 計	7,066.1	2,102.0	1,528.1	1,332.2	1,079.8	770.5	98.1		

島根県立県民会館条例の一部を改正する条例(平成16年島根県条例第49号)附則第2項の規定に基づき指定管理者を指定するため、指定管理者となることを希望するものを次のとおり募集する。

平成16年11月9日

島根県知事 澄 田 信 義

1 募集の目的

島根県民会館は、昭和43年9月、大・中ホール、会議室、教養教室等を備えた多目的な施設として開館以来、優れた芸術文化に親しむ場及び文化活動の場を提供することにより、県民の文化の向上と福祉を増進に寄与してきた。

この度、住民サービスの一層の向上と経費の節減を図るため、島根県民会館の管理の方法として、地方自治法の一部改正(平成15年9月2日施行)により創設された「指定管理者制度」を平成17年度から導入することとした。

については、島根県立県民会館条例(昭和43年島根県条例第1号)第5条の規定に基づき、指定管理者を募集することとした。

2 施設の概要

- (1) 施設の名称 島根県立島根県民会館
- (2) 所在地 松江市殿町158番地
- (3) 施設規模

- ア 敷地面積 13,219平方メートル
- イ 建築面積 6,451.22平方メートル
- ウ 延床面積 16,206.16平方メートル

(4) 施設内容 大ホール(1,619席)、中ホール(576席)、楽屋(12室)、リハーサル室(1室)、展示・多目的ホール(4室)、会議室(16室)ほか

3 指定管理者が行う業務

- (1) 島根県立島根県民会館の施設(ホール、会議室等)及び設備(以下「施設等」という。)の利用の許可に関する業務
- (2) 施設等の維持管理に関する業務
- (3) 会館を利用した文化事業の企画及び実施に関する業務
- (4) その他
詳細は、仕様書を参照すること。

4 指定期間

平成17年4月1日から平成22年3月31日までの5年間を予定している。ただし、管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

5 管理に要する経費

島根県が支払う委託料の額は、次に示す支出見込額から収入見込額を差し引いた年間委託額を上限とする。委託料は、分割支払とすることとし、支払時期や分割方法については、島根県と指定管理者で締結する協定書で定める。

なお、災害時等の特別の場合を除き原則として増額しないので、事業計画及び収支計画立案の際は注意すること。

- ア 支出見込額 281,800千円
- イ 収入見込額 67,200千円
- ウ 年刊委託額 214,600千円(消費税及び地方消費税を含む。)以内

6 指定管理者の応募資格

指定管理者に応募しようとするものは、次の(1)から(7)までのいずれにも該当すること。

- (1) 島根県内に主たる事務所を置く又は置こうとする法人その他の団体(以下「法人等」という。)であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない法人等であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実がない法人等であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等の規定に基づき更生又は再生手続をしていない法人等であること。
- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けていない法人等であること。
- (6) 法人税、法人都道府県税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない法人等であること。
- (7) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に指定する暴力団をいう。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない法人等であること。

7 申請の手続

- (1) 申請書
島根県立県民会館条例施行規則(昭和43年島根県規則第42号)に定める別記様式
- (2) 事業計画書
次の内容を記載すること。
 - ア 会館の運営上の基本方針
 - イ 文化事業の実施計画
 - ウ 利用料金の設定及び減免の考え方
 - エ 利用者の安全確保及びサービス向上のための方策

オ 会館運営の組織図及び職員の配置の計画

カ その他仕様書に定める事項

(3) 指定管理期間各年度分及び期間を通じたの収支予算書

(4) その他の申請に必要な書類

ア 定款、寄附行為、規約その他これらに準ずる書類

イ 法人にあっては、当該法人の登記簿の謄本

ウ 申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに準ずる書類

エ 過去2年間の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類

オ 役員の名簿及び略歴を記載した書類

カ 団体の概要を記載した書類

キ 印鑑証明書

ク 納税証明書

(5) 提出部数

正本1部及び副本7部(副は、複写可)。ただし、(4)のア、イ、キ及びクについては、正本1部及び副本1部

(6) 提出場所

15に記載する場所

(7) 提出期限

平成16年12月17日(金)午後5時まで。郵送の場合は、書留とし、平成16年12月17日(金)午後5時必着とする。

(8) 提出方法

郵送又は持参

(9) 申請に当たっての留意事項

ア 提出された書類は、返却しない。

イ 必要に応じ追加資料の提出を求められることがある。

8 募集要項及び仕様書の配付

(1) 配付期間

平成16年11月9日(火)から平成16年12月17日(金)までの毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。

(2) 配付場所

15に記載する場所

9 現地説明会

現地説明会は、次のとおり開催する。

(1) 開催日時 平成16年11月22日(月)午前9時30分から正午まで

(2) 開催場所 島根県民会館308会議室

(3) 現地説明会の内容

ア 募集要項及び仕様書の説明

イ 島根県民会館の施設見学

(4) 参加申込みの方法

現地説明会への出席を希望する応募者は、参加申出書を次のとおり作成し提出する。

(1 団体の出席者は、3名までとする。)

ア 参加申出書の記載内容 団体名、出席予定者(職・氏名)及び連絡先(住所・電話番号)

イ 提出場所 15に記載する場所

ウ 提出期限 平成16年11月17日(金)午後5時まで

エ 提出方法 郵送又は持参

10 指定管理者の候補の選定

(1) 審査基準

- ア 事業計画書の内容が、住民の平等な利用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。
- イ 事業計画書の内容が、会館の効用を最大限に発揮させるものであること。
- ウ 事業計画書の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- エ 当該団体が、事業計画書に沿った管理を安定して行う財政的基礎及び人的能力を有するものであること。

(2) 審査の項目

- ア 運営方針・実績
- イ 財政基盤
- ウ 施設運営の理念・意欲
- エ サービス提供体制
- オ サービスの質の確保・向上
- カ サービス提供内容
- キ 文化事業の実施方針
- ク 文化事業の概要・意欲
- ケ 危機管理体制
- コ 収支計画

(3) 選定方法

- ア 指定管理者の選定は、島根県立島根県民会館指定管理者候補選定委員会（以下「委員会」という。）において、審査基準に基づき行う。
- イ 指定管理者の選定に当たっては、提出書類により応募資格及び提案内容等を書類審査の後、プレゼンテーションを行う。書類審査の結果は、平成16年12月24日（金）までに連絡する。
- ウ プレゼンテーションは、平成17年1月上旬に実施の予定である。
- エ 候補者の選定は1月中旬に行い、その結果は、申請者全員に書面で通知するとともに公表する。
- オ 指定管理者として指定されるまでの間に候補者に事故のあるときは、選定されなかった申請者のうちから新たに候補者を選定することがある。
- カ 委員会は、非公開とする。

11 指定管理者の指定及び協定等

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、島根県議会の議決が必要となる。10(3)で選定した法人等（以下「選定事業者」という。）を指定管理者の候補者として、平成17年2月定例島根県議会へ上程し議決されれば、指定管理者の指定となる。

(2) 協定の締結

島根県と指定管理者は、島根県立島根県民会館の管理に関する協定を締結する。協定を締結する指定管理者は、応募申請者と同一の法人等に限る。

12 指定管理者の履行責任に関する事項

- (1) 指定管理者は、施設利用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに島根県に報告しなければならない。
- (2) 指定管理者は、実態として事業継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに島根県に報告しなければならない。
- (3) 前記に規定するもののほか、指定管理者の履行責任に関する事項については、協定で定める。

13 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

- (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、島根県は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかった場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができる。
- (2) 指定管理者が倒産し、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理の継続が困難と認められる場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができる。
- (3) (1)又は(2)により指定管理者の指定を取り消された場合には、指定管理者は、島根県に生じた損害を賠償しなければならない。
- (4) 不可抗力その他島根県又は指定管理者の責めに帰すことができない事由により事業の継続が困難になった場合には、島根県と指定管理者は、事業継続の可否について協議する。
- (5) 前記に規定するもののほか、事業の継続が困難になった場合の措置については、協定で定める。

14 留意事項

- (1) 申請に係る経費は、すべて申請者の負担とする。
- (2) 次のいずれかに該当するときは、失格とする。
 - ア 申請書類に虚偽の記載があったとき。
 - イ 提出期限までに必要な書類が揃わなかったとき。
 - ウ その他不正な行為があったとき。
- (3) 指定管理者が行う業務の全部を第三者に委託し、請け負わせることはできない。
- (4) 島根県立島根県民会館の管理のため新たに法人等を設立する場合は、その法人等を申請者とする。
- (5) 新たに法人等を設立する場合は、島根県議会における指定管理者の指定の議決（平成17年3月上旬予定）までに、法人登記簿謄本又は法務局登記官の受領証を提出すること。
- (6) 選定事業者が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定管理者の指定の議決後においても、指定しないことがある。
- (7) 指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがある。
 - ア 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。
 - イ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
- (8) 島根県立県民会館条例、島根県立県民会館条例施行規則、島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第7号）その他関係法令を承知の上で申請すること。

15 問合せ先

- (1) 郵便番号 690-8501
- (2) 住所 島根県松江市殿町1番地
- (3) 担当部局 島根県環境生活部文化振興課
- (4) 電話 0852-22-5940
- (5) ファクシミリ 0852-28-9262

島根県立美術館条例（平成16年島根県条例第50号）附則第2項の規定に基づき指定管理者を指定するため、指定管理者となることを希望するものを次のとおり募集する。

平成16年11月9日

島根県知事 澄 田 信 義

1 募集の目的

島根県立美術館は、平成11年3月、「県民に開かれた美術館」、「芸術活動を育成する美術館」及び「水と調和する

美術館」の3つを基本的な性格として、松江市の宍道湖岸に設置した、美術その他の芸術文化に関する知識及び教養の向上を図り、県民文化の振興に寄与するための施設である。

この度、住民サービスの一層の向上と経費の節減を図るため、美術館の管理の方法として、地方自治法の一部改正(平成15年9月2日施行)により創設された「指定管理者制度」を平成17年度から導入することとした。

については、島根県立美術館条例第6条の規定に基づき、指定管理者を募集することとした。

2 施設の概要

(1) 島根県立美術館

ア 所在地 松江市袖師町1番地5

イ 施設規模

(ア) 敷地面積 14,746平方メートル

(イ) 建築面積 9,311.92平方メートル

(ウ) 延床面積 12,498.88平方メートル

(エ) 構造種別 鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造

ウ 施設内容 展示室(6室)、ギャラリー、ホール、ロビー、収蔵庫、事務室等

(2) 島根県立美術館駐車場

ア 所在地 松江市幸町

イ 施設規模 敷地面積 7,708.78平方メートル

ウ 施設内容 駐車場(約200台)、公衆トイレ(建物面積34.67平方メートル)

(3) 入居施設

ア レストラン 目的外使用許可面積 173.64平方メートル

イ ミュージアムショップ 目的外使用許可面積 47.04平方メートル

3 指定管理者が行う業務

(1) 島根県立美術館の施設(ギャラリー、ホール)及び設備(以下「施設等」という。)の利用の許可に関する業務

(2) 使用料及び観覧料の徴収に関する業務

(3) 施設等の維持管理に関する業務

(4) その他

4 指定期間

平成17年4月1日から平成20年3月31日までの3年間で予定している。ただし、管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

5 管理に要する経費

島根県が支払う委託料の額は、次に示す年間委託額を上限とする。委託料は、分割支払とすることとし、支払時期や分割方法については、島根県と指定管理者で締結する協定書で定める。

なお、災害時等の特別の場合を除き原則として増額しないので、事業計画及び収支計画立案の際は注意すること。

年間委託額 310,600千円(消費税及び地方消費税を含む。)以内

使用料の徴収額に収入目標額7,400千円の±10パーセントを上回る変動があった場合、その2分の1(対象経費10万円以上)を翌年度(最終年度においては、当該年度)の委託料に反映させる。

6 指定管理者の応募資格

指定管理者に応募しようとするものは、次の(1)から(7)までのいずれにも該当すること。

(1) 島根県内に主たる事務所を置く又は置こうとする法人その他の団体(以下「法人等」という。)であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない法人等であること。

(3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実がない法人等であること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等の規定に基づき更生又は再生手続をしていない法人等であること。

- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けていない法人等であること。
- (6) 法人税、法人都道府県税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない法人等であること。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に指定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない法人等であること。

7 申請の手続

(1) 申請書

島根県立美術館条例施行規則（平成16年島根県教育委員会規則第28号）に定める様式第1号

(2) 事業計画書

次の内容を記載すること。

ア 管理の基本方針

イ 利用者の安全確保・サービス向上のための方策

ウ 管理運営の組織図及び職員の配置状況

エ その他仕様書に定める事項

(3) 指定管理期間各年度分及び期間を通じての収支予算書

(4) その他の申請に必要な書類

ア 定款、寄附行為、規約その他これらに準ずる書類

イ 法人にあっては、当該法人の登記簿の謄本

ウ 申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに準ずる書類

エ 過去2年間の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類

オ 役員の名簿及び略歴を記載した書類

カ 団体の概要を記載した書類

キ 印鑑証明書

ク 納税証明書

(5) 提出部数

正本1部及び副本7部（副は、複写可）。ただし、(4)のア、イ、キ及びクについては、正本1部及び副本1部

(6) 提出場所

15に記載する場所

(7) 提出期限

平成16年12月10日（金）午後5時まで。郵送の場合は、書留とし、平成16年12月10日（金）午後5時必着とする。

(8) 提出方法

郵送又は持参

(9) 申請に当たっての留意事項

ア 提出された書類は返却しない。

イ 必要に応じ追加資料の提出を求められることがある。

8 募集要項及び仕様書の配付

(1) 配付期間

平成16年11月9日（火）から平成16年12月10日（金）までの毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。

(2) 配付場所

15に記載する場所

9 現地説明会

現地説明会は、次のとおり開催する。

- (1) 開催日時 平成16年11月22日(月)午後3時から午後5時まで
- (2) 集合時間及び集合場所 美術館講義室に午後2時50分に集合のこと。
- (3) 現地説明会の内容

- ア 募集要項及び仕様書の説明
- イ 島根県立美術館の施設見学

- (4) 参加申込みの方法

現地説明会への出席を希望する応募者は、参加申出書を次のとおり作成し提出する。

(1 団体の出席者は、3名までとする。)

- ア 参加申出書の記載内容 団体名、出席予定者(職・氏名)及び連絡先(住所・電話番号)
- イ 提出場所 15に記載する場所
- ウ 提出期限 平成16年11月17日(金)午後5時まで
- エ 提出方法 郵送又は持参

10 指定管理者の候補の選定

- (1) 審査の基準

- ア 事業計画書の内容が、住民の平等な利用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。
- イ 事業計画書の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ウ 当該団体が、事業計画書に沿った管理を安定して行う財政的基礎及び人的能力を有するものであること。

- (2) 審査の項目

- ア 運営方針・実績
- イ 財政基盤
- ウ 施設運営の理念・意欲
- エ サービス提供体制
- オ サービスの質の確保・向上
- カ サービス提供内容
- キ 危機管理体制
- ク 収支計画

- (3) 選定方法

- ア 指定管理者の選定は、島根県立美術館指定管理者候補選定委員会(以下「委員会」という。)において、審査基準に基づき行う。
- イ 指定管理者の選定に当たっては、提出書類により応募資格及び提案内容等を書類審査の後、プレゼンテーションを行う。書類審査の結果は、平成16年12月15日(水)までに連絡する。
- ウ プレゼンテーションは、平成16年12月下旬に実施の予定である。
- エ 候補者の選定は1月中旬に行い、その結果は、申請者全員に書面で通知するとともに公表する。
- オ 指定管理者として指定されるまでの間に候補者に事故のあるときは選定されなかった申請者のうちから新たに候補者を選定することがある。
- カ 委員会は、非公開とする。

11 指定管理者の指定及び協定等

- (1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定は、島根県議会の議決が必要となる。10(3)で選定した法人等(以下「選定事業者」という。)を指定管理者の候補者として、平成17年2月定例島根県議会へ上程し議決されれば、指定管理者の指定となる。

(2) 協定の締結

島根県と指定管理者は、島根県立美術館の管理に関する協定を締結する。協定を締結する指定管理者は、応募申請者と同一の法人等に限る。

12 指定管理者の履行責任に関する事項

- (1) 指定管理者は、施設利用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに島根県に報告しなければならない。
- (2) 指定管理者は、実態として事業継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに島根県に報告しなければならない。
- (3) 前記に規定するもののほか、指定管理者の履行責任に関する事項については、協定で定める。

13 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

- (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、島根県は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかった場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができる。
- (2) 指定管理者が倒産し、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理の継続が困難と認められる場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができる。
- (3) (1)又は(2)により指定管理者の指定を取り消された場合には、指定管理者は、島根県に生じた損害を賠償しなければならない。
- (4) 不可抗力その他島根県又は指定管理者の責めに帰すことができない事由により事業の継続が困難になった場合には、島根県と指定管理者は、事業継続の可否について協議する。
- (5) 前記に規定するもののほか、事業の継続が困難になった場合の措置については、協定で定める。

14 留意事項

- (1) 申請に係る経費は、すべて申請者の負担とする。
- (2) 次のいずれかに該当するときは、失格とする。
 - ア 申請書類に虚偽の記載があったとき。
 - イ 提出期限までに必要な書類が揃わなかったとき。
 - ウ その他不正な行為があったとき。
- (3) 指定管理者が行う業務の全部を第三者に委託し、請け負わせることはできない。
- (4) 美術館の管理のため新たに法人等を設立する場合は、その法人等を申請者とする。
- (5) 新たに法人等を設立する場合は、島根県議会における指定管理者の指定の議決（平成17年3月上旬予定）までに、法人登記簿謄本又は法務局登記官の受領証を提出すること。
- (6) 選定事業者が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定管理者の指定の議決後においても、指定しないことがある。
- (7) 指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがある。
 - ア 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。
 - イ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
- (8) 島根県立美術館条例、島根県立美術館条例施行規則、島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第7号）その他関係法令を承知の上で申請すること。

15 問合せ先

- (1) 郵便番号 690-8501
- (2) 住所 島根県松江市殿町1番地
- (3) 担当部局 島根県環境生活部文化振興課

- (4) 電話 0852-22-5940
(5) ファクシミリ 0852-28-9262

島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例（平成16年島根県条例第52号）附則第3項の規定に基づき指定管理者を指定するため、指定管理者となることを希望するものを次のとおり募集する。

平成16年11月9日

島根県知事 澄 田 信 義

1 募集の目的

平成15年6月の地方自治法改正（同年9月施行）により「公の施設」の管理について、民間の能力を活用することにより、住民サービスの一層の向上と経費の節減を目指すため、「指定管理者制度」が創設されたことから、島根県では、島根県立三瓶自然館及びその附属施設（以下「自然館等」という。）の設置目的をより効果的かつ効率的に達成するため、指定管理者を募集する。

2 施設の概要

(1) 三瓶自然館

ア 名称

島根県立三瓶自然館サヒメル（ホームページは、<http://www2.pref.shimane.jp/sanbe/>）

イ 所在地

島根県大田市三瓶町多根1121番地8

ウ 規模、構造等（本館・新館・別館）

- (ア) 構造 鉄筋コンクリート造 一部5階建て
(イ) 敷地面積 14,822m²
(ウ) 延床面積 8,032.42m²

エ 関連施設

北の原フィールドセンター 鉄骨・鉄筋コンクリート造3階建て 延床面積 552.16m²
野生鳥獣観察舎 木造平屋建て 延床面積 40.12m²
自然観察入門広場、北の原芝生広場、自転車道等

(2) 主な附属施設

ア 三瓶小豆原埋没林公園

- (ア) 所在地
島根県大田市三瓶町多根口58番地2
(イ) 規模、構造等（大展示棟・小展示棟・管理棟）
a 構造 鉄骨・鉄筋コンクリート造 地下1階平屋建
b 敷地面積 約10,000m²
c 延床面積 1,118.36m²

イ 三瓶山北の原野営場

- (ア) 所在地
島根県大田市三瓶町多根天井原1125
(イ) 規模、構造等（セントラルロッジ）
a 構造 鉄骨・鉄筋コンクリート造2階建て
b 敷地面積 約100,000m²
c 延床面積 788.91m²
(ウ) 関連施設

ケビン8棟、シャワー棟、炊事棟、トイレ棟等

ウ ふれあいの里奥出雲公園

(ア) 所在地

島根県雲南市掛合町波多1300番地

(イ) 規模、構造等(センターハウス)

a 構造 鉄骨・鉄筋コンクリート造2階建て

b 敷地面積 約1,778,033.80㎡

c 延床面積 485.05㎡

(ウ) 関連施設

ケビン8棟、休憩所、管理棟、バーベキューハウス上屋等

3 指定管理者が行う業務(詳細は仕様書を参照のこと)

(1) 有料施設等の利用の許可に関する業務

(2) 施設等の維持管理に関する業務

(3) 自然保護に関する普及啓発及び調査研究に関する業務

(4) 環境学習の推進に関する業務

(5) 島根県の自然環境及び自然史に関連する展示並びに博物館資料の収集、保管及び活用に関する業務

なお、上記に掲げる全ての業務を他の事業者に一括して委託することはできないが、部分的な業務の委託については、専門の業者に委託することができる。

4 指定期間

平成17年4月から平成22年3月までの5年間を予定している。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

5 管理に要する経費

島根県が各年度において支払う委託料は、年間の管理運営の支出見込額から有料施設等の収入見込額(5年間平均の利用料金見込額)を控除した金額の合計額で、次の予算額(消費税及び地方消費税を含む。)を上限とし、災害等の特別な場合を除き、原則として増額できないので、事業計画及び収支計画立案の際は注意すること。

また、委託料は毎事業年度ごとに年間委託料を分割で支払うこととし、支払時期や分割方法については、島根県と指定管理者で締結する協定書で定める。

支出見込額 344,400千円

収入見込額 39,900千円

年間委託額 304,500千円

6 応募資格

指定管理者に応募しようとするもの(以下「申請者」という。)は、次の(1)から(13)までのいずれにも該当すること。

(1) 島根県内に主たる事務所を置く又は置こうとする法人その他の団体(以下「法人等」という。)であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない法人等であること。

(3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実がない法人等であること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等の規定に基づき更生又は再生手続をしていない法人等であること。

(5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けていない法人等であること。

(6) 法人税、法人都道府県税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない法人等であること。

(7) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない法人等であること。

- (8) 博物館法(昭和26年法律第285号)第5条に規定する学芸員であつて生物分野、地学分野及び天文分野に精通する専門職員並びに環境学習に関する知識を有する職員が複数所属する法人等であること。
- (9) 県内の自然環境等に精通し、自然保護に関する啓発及び環境学習指導の能力を有する法人等であること。
- (10) 研究論文の執筆、標本収集整理保存等の能力を有する法人等であること。
- (11) 天文観測施設の設備操作を円滑に行い、天文解説を適切に実施できるとともに、全天周映画、プラネタリウムの上映が円滑にできる法人等であること。
- (12) 国立公園の趣旨を的確に理解したフィールド管理ができる法人等であること。
- (13) 観覧者への案内、誘導、説明等が適切にできる法人等であること。

7 申請の手続

応募時には次に掲げる書類を提出すること。ただし、必要に応じて追加書類の提出を求められることがある。

なお、応募に際して必要となる費用はすべて応募者の負担とする。提出書類は、返却しないので注意すること。

- (1) 申請書(島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例施行規則(平成16年島根県規則第80号。以下「規則」という。)に定める様式第1号)
- (2) 管理運営事業計画書
記入項目の概要は、以下のとおり。
 - ア 基本方針について
 - イ 各施設毎の管理運営について
 - ウ 実施体制及び組織について
 - エ サービス向上策について
 - オ 個人情報の保護の措置について
 - カ その他仕様書で定める事項
- (3) 指定管理期間各年度分及び期間を通じての収支予算書
 - ア 収入の項目
運営管理委託料 各施設毎の利用料金収入見込み 事業収入 入居者光熱水費 その他
 - イ 支出の項目
人件費(常勤、非常勤) 各施設ごとの光熱水費 施設維持管理費 経常事務費 事業費 その他
- (4) 自然館等の施設ごと(島根県立三瓶自然館及びその附属施設の設置及び管理に関する条例(平成16年島根県条例第52号。以下「条例」という。)別表に掲げる施設)の利用料金の設定計画
- (5) その他提出書類
 - ア 法人等の活動実績書(規則に定める様式第2号)
 - イ 定款、寄附行為又は規約(法人以外の団体にあつては、これに相当する書類)
 - ウ 法人にあつては、当該団体の登記簿謄本
 - エ 法人等の事業計画書及び収支予算書(申請書を提出する日の属する事業年度)
 - オ 事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録(過去2年間)
 - カ 団体の概要を記載した書類
 - キ 役員名簿及び略歴を記載した書類
 - ク 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書
 - ケ 県税に係る徴収金について未納の徴収金がない旨の証明書
- (6) 提出部数
正本1部及び副本6部。ただし、上記イ、ウ、ク及びケについては、正本1部及び副本1部とする。
- (7) 提出場所 島根県松江市殿町1
島根県環境生活部景観自然課
- (8) 提出期限 平成16年12月8日(水)午後5時まで

上記提出先まで持参又は郵送等（宅配便を含む。）すること。なお、持参の場合は毎日（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）、午前9時から午後5時までとし、郵送等の場合は8日（水）午後5時受領必着とする。

8 仕様書の配付

(1) 配付日時

平成16年11月9日（火）から平成16年12月8日（水）までの毎日（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間は除く。）

(2) 配付場所

島根県松江市殿町1番地 島根県庁6階
島根県環境生活部景観自然課自然保護グループ

なお、事後の連絡等に必要となるので、配付に際しては、法人等の名称、代表者氏名及び連絡先を所定の用紙に記入すること。

9 現地説明会

(1) 開催日時 平成16年11月24日（水）午前10時から午後5時まで

(2) 集合場所 島根県大田市三瓶町多根1211-8 島根県立島根県三瓶自然館本館棟前

(3) 現地説明会の内容 募集要項及び仕様書の説明並びに施設見学

(4) 申込方法

法人（団体）名及び参加希望者名（各団体3名まで）を明記の上、平成16年11月19日（金）までにFAXで15の問合先へ申し込みを行うこと。

10 指定管理者の候補の選定

条例第8条の規定による審査基準に基づき、指定管理者候補選定委員会で提出された申請書類の審査及びプレゼンテーション方式による審査を実施し、候補者を選定する。

(1) 指定管理者候補選定委員会

指定管理者候補選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、学識経験者及び専門家などの5名の委員で構成し、次の審査基準及び審査項目に従い申請書類及びプレゼンテーションの内容を審査し候補者を選定する。なお、選定委員会では、必要に応じて、外部の有識者の意見を聞くこともある。また、委員会は、非公開とし、審査結果は、指定管理者の指定後まで開示しない。

(2) 審査の基準

ア 事業計画が住民の平等な利用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。

イ 事業計画が自然館及びその附属施設の効用を最大限に発揮するものであること。

ウ 事業計画が自然館及びその附属施設の適切な維持管理を図ることができるものであること及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

エ 事業計画を確実に実施するに足る財政的基礎及び人的能力を有すること。

(3) 主な審査項目

同体の理念 管理運営 実施体制及び組織 サービス向上策 個人情報の保護事業 実績 総合評価

(4) その他

正式に指定管理者指定されるまでの間に候補者に事故のあるときは、選定されなかった申請者のうちから新たに候補者を選定することがある。

11 指定管理者の指定と協定

(1) 指定管理者の指定

候補者は、県議会の議決を経て指定管理者に指定される。

(2) 指定管理者との協定の締結

島根県と指定管理者は、業務の実施等に関する細目等事項について協議の上、協定を締結する。

12 指定管理者の履行責任に関する事項

- (1) 指定管理者は、施設使用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設使用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに島根県に報告しなければならない。
- (2) 指定管理者は、実態として事業継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに島根県に報告しなければならない。
- (3) 前記に規定するもののほか、指定管理者の履行責任に関する事項については、協定で定める。

13 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

- (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、島根県は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかった場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができるものとする。
- (2) 指定管理者が倒産し、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理の継続が困難と認められる場合には、島根県は、指定管理者の指定を取り消すことができる。
- (3) (1)又は(2)により指定管理者の指定を取り消された場合には、指定管理者は、島根県に生じた損害を賠償しなければならない。
- (4) 不可抗力その他島根県又は指定管理者の責めに帰することができない事由により事業の継続が困難となった場合には、島根県と指定管理者は、事業継続の可否について協議する。
- (5) 前記に規定するもののほか、事業の継続が困難となった場合の措置については、協定で定める。

14 留意事項

- (1) 申請者が、次の要件のいずれかに該当する場合は、その申請者を選定審査の対象から除外する。
 - ア 複数の事業計画書を提出した場合
 - イ 申請者若しくは申請者の代理人又はそれ以外の関係者が選定に対する不当な要求を行った場合
 - ウ 提案書類に虚偽又は不正があった場合
 - エ 提案書類受付期限までに所定の書類が整わなかった場合
 - オ 提案書類提出後に事業計画の内容を変更した場合
 - カ その他不正な行為があった場合
- (2) 条例、規則、島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第7号）その他関係法令を承知の上で申請すること。

15 問合せ先

日曜日、土曜日及び祝日を除き、午前9時から午後5時まで受け付けを行う。

郵便番号 690-8501

所在地 島根県松江市殿町1番地

担当部局 島根県環境生活部景観自然課

電話 0852-22-5347

F A X 0852-26-2142

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定により、次の肥料を登録したので同法第16条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成16年11月9日

島根県知事 澄 田 信 義

登録年月日	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の 規格	生産業者の氏名 又は名称及び住所
平成16年10月28日	島肥登第 404号	甲殻類質肥料粉 末	キララヒト デ	窒素全量 4.0 りん酸全量 1.5	該当なし	多伎町漁業協同組合 島根県簸川郡多伎町大 字小田939番地1

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第13条第1項の規定により、次のとおり登録事項に係る変更の届出があったので、同法第16条第2項の規定により公告する。

平成16年11月9日

島根県知事 澄 田 信 義

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	生産業者の氏名 又は名称及び住所	変 更 年月日	変 更 事 項
島肥登第 402号	副産苦土肥料	HMY1号	株式会社安来製作所 東京都港区芝浦一丁目 2番1号	平成16年 10月1日	主たる事務所の所在地 変更前 島根県安来市安来町2107番地2 変更後 東京都港区芝浦一丁目2番1号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定に基づく生産事業者講習会を次のとおり開催する。

平成16年11月9日

島根県知事 澄 田 信 義

- 受講対象者
林業種苗生産に従事しようとする者
- 開催日時及び場所

年 月 日	時 間	場 所	区 域
平成16年12月17日	午前10時～午後5時	八束郡宍道町大字佐々布3575 島根県立緑化センター	県下一円

- 講習科目及び時間

講 習 科 目	講 習 時 間
林業種苗に関する法令	2時間
種苗の産地及び系統に関する事項	2時間
種苗の生産技術に関する事項	2時間
計	6時間

- 受講申請

- 受講者は所定の様式による生産事業者講習会受講申請書を最寄りの農林振興センター又は隠岐支庁に提出すること。
- 生産事業者講習会受講申請書の交付を希望する者は、最寄りの農林振興センター又は隠岐支庁に返信用封筒を同封

して申し込むこと。

- (3) 受講についての詳細は、各農林振興センター森林・林業支援グループ又は隠岐支庁農林局林業振興グループに問い合わせること。
- (4) 生産事業者講習会受講申請書の締め切りは平成16年12月6日とする。

5 その他

講習会当日にテキスト代金として、2,520円徴収する。

島根県立宍道湖自然館条例の一部を改正する条例（平成16年島根県条例第58号）附則第2項の規定に基づき指定管理者を指定するため、指定管理者となることを希望するものを次のとおり募集する。

平成16年11月9日

島根県知事 澄 田 信 義

1 管理を代行させる施設

- (1) 施設名 島根県立宍道湖自然館
- (2) 所在地 島根県平田市園町字沖の島1659番地 5
- (3) 敷地面積 9,477.13m²
- (4) 建物構造 鉄筋コンクリート造地上2階建 延床面積 2,194.54m²
- (5) 各階概要

階	部 門 名	主 な 施 設 名	備 考
1	展示部門	企画展示コーナー、教科書コーナー、その他展示通路	売店
	教育部門	レクチャールーム、図書情報コーナー	自動販売機コーナー
	管理部門	事務室	
2	収蔵部門	標本収蔵室、液浸標本室、図書室	
	調査部門	飼育室、実験室、図書閲覧室	

- (6) 展示水槽 水槽54基（総容量 273.10トン）、予備水槽36基（9.34トン）
- (7) 展示する魚類等 シラウオ、ハゼ、オオサンショウウオ、ドンコ等約165種12,000点
- (8) 他の入居機関 財団法人ホシザキグリーン財団

2 指定管理者が行う業務

- (1) 宍道湖自然館の施設及び設備の維持管理
- (2) 水生生物の飼育、汽水・淡水域に生息する生物及びこれに関連するものの展示及び調査研究並びに自然の大切さを学習する機会の提供
- (3) 観覧料に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、宍道湖自然館の運営に関する事務のうち、知事のみの特権に属する事務を除く業務

3 指定期間

平成17年4月1日から平成22年3月31日までの5年間（予定）

4 管理に要する経費

支出見込額 131,000千円

収入見込額 27,900千円

年間委託額 103,100千円（消費税及び地方消費税を含む。）以内

5 応募資格

指定管理者に応募しようとするものは、次の(1)から(7)までのいずれにも該当すること。

- (1) 島根県内に事務所を置く又は置こうとする法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない団体であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実がない団体であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等の規定に基づき更生又は再生手続をしていない団体であること。
- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けていない団体であること。
- (6) 法人税、法人都道府県税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない団体であること。
- (7) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない団体であること。

6 申請の手続

(1) 申請書類

- ア 指定管理者指定申請書(島根県立宍道湖自然館条例施行規則(平成13年島根県規則第2号)に定める別記様式)
- イ 宍道湖自然館の管理運営に係る事業計画書(募集要項に定める様式1)
- ウ 宍道湖自然館の管理運営に係る収支予算書(募集要項に定める様式2)
- エ 団体の概要を記載した書類(募集要項に定める様式3)
- オ 団体の過去2年間の事業報告書及び決算書
- カ 団体の事業計画書及び収支予算書
- キ 定款若しくは寄附行為及び法人登記簿謄本又はこれらに準ずる書類
- ク 印鑑証明及び納税証明書

(2) 提出部数

正本1部及び副本7部。ただし、(1)のキ及びクについては正本1部

(3) 提出場所 10に記載する場所

(4) 提出期間 平成16年12月2日(木)から12月14日(火)午後5時まで。郵送の場合は、書留とし、平成16年12月14日(火)午後5時までに必着のこと。

(5) 提出方法 郵送又は持参

7 募集要項の配付

(1) 配付期間

平成16年11月9日(火)から平成16年11月22日(月)まで(島根県の休日を定める条例(平成元年島根県条例第9号)第1条第1項第1号に掲げる日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

(2) 配付場所

10に記載する場所

8 現地説明会

(1) 開催日時 平成16年11月24日(水)午前10時

(2) 集合場所 宍道湖自然館正面玄関前

(3) その他 現地説明会への参加を希望するものは、事前に10に記載する場所まで連絡すること。

9 指定管理者の候補の選定

(1) 審査基準

- ア 事業計画書の内容が、住民の平等な利用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること
- イ 事業計画書の内容が、宍道湖西岸地域を拠点とする体験型学習施設として、地域特性を生かしたものと並びに住民のレクリエーション及び生涯学習に寄与するものであること
- ウ 事業計画書の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること及び管理に係る経費の縮減が

図られるものであること

エ 当該団体が、事業計画書に沿った管理を安定して行う財政的基礎及び人的能力を有するものであること

(2) 選定方法

ア 宍道湖自然館指定管理候補者選定委員会において、審査基準に基づき書類審査及びプレゼンテーション方式の審査を行う。

イ 選定は、平成16年12月下旬に行い、その結果は、申請者全員に書面で通知するとともに公表する。

ウ 正式に指定管理者として指定されるまでの間に候補者に事故のあるときは、選定されなかった申請者のうちから新たに候補者を選定することがある。

10 問合せ先（書類の配付場所及び提出先）

- (1) 郵便番号 690-8501
- (2) 住所 島根県松江市殿町1番地
- (3) 担当部課 島根県農林水産部水産課漁業管理グループ
- (4) 電話 0852-22-5313
- (5) ファクシミリ 0852-22-5929

島根県立産業交流会館条例（平成16年島根県条例第59号）附則第2項の規定に基づき指定管理者を指定するため、指定管理者となることを希望するものを次のとおり募集する。

平成16年11月9日

島根県知事 澄 田 信 義

1 管理を代行させる施設

- (1) 施設名
島根県立産業交流会館
- (2) 所在地
島根県松江市学園南一丁目2番1号
- (3) 面積
敷地面積 32,045平方メートル、延床面積 15,718平方メートル
- (4) 施設構成
大展示場、多目的ホール、小ホール、国際会議場、商談室、会議室、大会議室、特別会議室、特別室、屋外展示施設、事務室、一般駐車場ほか

2 指定管理者が行う業務

- (1) 会館の施設及び設備の利用の承認に関する業務
- (2) 会館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) その他会館の管理に関する事務のうち、知事のみの特権に属する事務を除く業務

3 管理期間

平成17年4月1日から平成20年3月31日までの3年間（予定）。ただし、管理を継続することが適当でないとき、指定管理者の指定を取り消すことがある。

4 指定管理者の応募資格

指定管理者に応募しようとするものは、次の(1)から(7)までのいずれにも該当すること。

- (1) 島根県内に主たる事務所を置く又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない法人等であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実がない法人等であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更正又は再生手続を

していない法人等であること。

- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けていない法人等であること。
- (6) 法人税、法人都道府県税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない法人等であること。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない法人等であること。

5 指定管理者募集要項の配付期間及び配付場所

(1) 配付期間

平成16年11月9日（火）から平成16年12月7日（火）までの毎日、午前9時から午後5時までとする。ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。

(2) 配付場所

島根県商工労働部商工政策課

6 現地説明会

(1) 開催日時

平成16年11月19日（金）午後1時30分

(2) 開催場所

島根県立産業交流会館 601大会議室

(3) その他

現地説明会に出席を希望するものは、平成16年11月18日（木）までに11に記載する場所まで連絡すること。

7 提出書類

- (1) 指定管理者指定申請書（島根県立産業交流会館条例施行規則（平成16年島根県規則第82号）に定める別記様式）
- (2) 事業計画書及び収支予算書
- (3) 定款若しくは寄附行為及び法人登記簿謄本又はこれらに準ずる書類
- (4) 申請書を提出する日の属する事業年度の前年度における団体に関する事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録その他経営の状況を明らかにする書類
- (5) 申請書を提出する日の属する事業年度における団体に関する事業計画書及び収支予算書
- (6) 団体の概要を記載した書類
- (7) 役員名簿
- (8) 島根県税について、未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書
- (9) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税について、未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書
- (10) 印鑑証明書
- (11) 提出書類のうち該当のないものについての申立書

8 提出書類の提出部数、提出期間及び提出方法

(1) 提出部数

正本1部及び副本9部

(2) 提出期間

平成16年12月8日（水）から平成16年12月17日（金）までの毎日、午前9時から午後5時までとする。ただし、日曜日及び土曜日を除く。（郵送の場合は書留とし、12月17日（金）午後5時までに必着のこと。）

(3) 提出方法

11に記載する場所まで郵送又は持参により提出すること。

9 指定管理者の候補の選定

(1) 選定方法

学識経験者等 5 名の委員で構成する島根県商工労働部指定管理者候補選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、次の審査基準に基づいて総合的に評価して選定する。

(2) 審査基準

ア 事業計画書の内容が、住民の平等な利用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。

イ 事業計画書の内容が、会館の施設及び設備の適切な維持管理を図ることができるものであること及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

ウ 当該団体が、事業計画書に沿った管理を安定して行う財政的基礎及び人員を有するものであること。

(3) 面接審査等

候補の選定に当たっては、提出書類により応募資格、提案内容等を書類審査の後、選定委員会による面接審査を行う。面接審査の日時、場所等については、該当の申請者に別途連絡する。

(4) 審査結果の通知及び公表

審査結果は、文書で通知するとともに公表する。

10 留意事項

応募に係る詳細については、指定管理者募集要項によるものとする。

11 問合せ先

郵便番号 690-8501

住所 松江市殿町 1 番地

担当部局 島根県商工労働部商工政策課

電話 0852-22-5282（直通）

ファクシミリ 0852-22-6039

電子メール shoko-seisaku@pref.shimane.jp

ホームページ <http://www.pref.shimane.jp/section/shoko/>

島根県立産業高度化支援センター条例の一部を改正する条例（平成16年島根県条例第60号）附則第 2 項の規定に基づき指定管理者を指定するため、指定管理者となることを希望するものを次のとおり募集する。

平成16年11月9日

島根県知事 澄 田 信 義

1 管理を代行させる施設の概要

(1) 概要

ア 名 称 島根県立産業高度化支援センター（愛称：テクノアークしまね）

イ 住 所 松江市北陵町 1 番地

ウ 建物構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 4 階建 1 棟 3 階建 1 棟 2 階建 6 棟

鉄筋造及び木造 2 階建 1 棟

鉄筋造 2 階建 2 棟

エ 延床面積 22,490平方メートル

オ 敷地面積 77,057平方メートル

カ 開館年月 平成13年10月

キ 主な施設内容

創業準備室、創業支援室、研究開発室、プロジェクト研究員室、会議室その他

2 指定管理者が行う業務

指定管理者が行う業務は次に掲げる業務とし、詳細は別に配付する島根県立産業高度化支援センター指定管理者仕様書（以下「仕様書」という。）による。

- (1) 島根県立産業高度化支援センター（以下「センター」という。）の施設及び設備の使用料の徴収に関する業務
- (2) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 島根県立高度情報化センター条例（平成11年島根県条例第9号）第3条に規定する島根県立東部情報化センター（以下「情報化センター」という。）及び島根県産業技術センター条例（平成13年島根県条例第49号）第2条第1項の規定により設置された島根県産業技術センターの施設及び設備で仕様書に定めるもの（以下「センター外施設等」という。）の維持管理に関する業務
- (4) その他仕様書に記載する業務

3 指定期間

平成17年4月1日から平成20年3月31日までの3年間（予定）

4 管理に要する経費

260,200千円（消費税及び地方消費税を含む。）以内

5 応募資格

指定管理者に応募しようとするものは、次の(1)から(7)までのいずれにも該当すること。

- (1) 島根県内に主たる事務所を置く又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない法人等であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実がない法人等であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更正又は再生手続をしていない法人等であること。
- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名留保又は指名停止措置を受けていない法人等であること。
- (6) 法人税、法人都道府県税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない法人等であること。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない法人等であること。

6 選定対象の除外

申請者が次の要件に該当する場合は選定対象から除外する。

- (1) 複数の事業計画書を提出した場合
- (2) 島根県商工労働部指定管理者候補選定委員会委員に個別に接触した場合
- (3) 提出書類に虚偽又は不正があった場合
- (4) 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかった場合
- (5) 提出書類の提出後に事業計画の内容を変更した場合
- (6) その他不正な行為があった場合

7 申請の手続

(1) 提出書類

ア 指定管理者指定申請書（島根県立産業高度化支援センター条例施行規則（平成13年島根県規則第9号。以下「規則」という。）に定める様式）

イ 事業計画書

ウ 定款若しくは寄附行為及び法人登記簿謄本又はこれらに準ずる書類

エ 申請書を提出する日の属する事業年度の直近3年間の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録またはこれらに準ずる書類

オ 役員の名簿及び略歴を記載した書類

- カ 法人等の概要を記載した書類
- キ 申請書を提出する日の属する事業年度における団体に関する事業計画書及び収支予算書
- ク 指定管理に係る指定期間各年度分の収支予算書
- ケ 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書
- コ 島根県税について、未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書

(2) 提出部数 正本 1 部及び副本 9 部

(3) 提出期限 平成16年12月17日（金）午後 5 時まで。郵送の場合は書留とし、平成16年12月17日（金）午後 5 時必着とする。

(4) 提出方法

郵送文は持参

(5) 提出先

13に記載する場所

(6) 申請に当たっての留意事項

ア 申請に係る経費は、すべて申請者の負担とする。

イ 提出された書類は、返却しない。

ウ 複数の団体での共同による申請の場合は、その団体の名称を設定し、又は代表となる団体を選定すること。

エ センターの管理のため、新たに法人等を設立する場合は、その法人等を申請者とする。

オ 管理運営業務の全部を第三者に委託し又は請け負わせてはならない。

カ 必要に応じて追加資料の提出を求めることがある。

8 指定管理者の候補の選定

(1) 審査基準

ア 事業計画書の内容が、住民の平等な使用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。

イ 事業計画書の内容が、センターの施設及び設備並びにセンター外施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

ウ 当該団体が、事業計画書に沿った管理を安定して行う財政的基礎及び人員を有するものであること。

(2) 審査の項目

ア 運営方針及び実績

イ 財政基盤及び収支計画

ウ 施設運営の理念及び意欲

エ サービス提供体制

オ サービス提供内容

カ 危機管理体制

(3) 選定方法

ア 指定管理者の選定のため、学識経験者等 5 名で構成する島根県商工労働部指定管理者候補選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

イ 候補の選定に当たっては、提出書類により応募資格及び提案内容等の書類審査の後、委員会により面接審査を行う。

ウ 書類審査の結果は、全ての申請者に対して書面で行う。

エ 面接審査の日時、場所等については、該当申請者に対して書面で通知する。

9 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、島根県議会の議決が必要である。8の(3)で選定した法人等（以下「選定事業者」という。）

を指定管理者の候補者として、平成17年2月定例島根県議会へ上程し、議決されれば指定管理者の指定となる。

(2) 協定の締結

島根県と指定管理者は、提案の内容を踏まえ、業務の実施等に関する細目的事項について協議の上、センターの管理に関する協定を締結する。

10 指定管理者の履行責任に関する事項

- (1) 指定管理者は、施設利用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに島根県に報告しなければならない。
- (2) 指定管理者は、実態として事業継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに島根県に報告しなければならない。
- (3) 前記に規定するもののほか、指定管理者の責任履行に関する事項については、協定で定める。

11 留意事項

- (1) センターの管理のため、新たに法人を設立する場合は、島根県議会における指定管理者の指定の議決（平成17年2月上旬予定）までに、法人登記簿謄本又は法務局登記官の受領証を提出すること。
- (2) 選定事業者が、正当な理由なくして協定等の締結に応じない場合は、指定管理者の指定の議決後においても、指定しないことがある。
- (3) 指定管理者が、協定等の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定等を締結しないことがある。
 - ア 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実でないと認められるとき。
 - イ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
- (4) 島根県立産業高度化支援センター条例、島根県立産業高度化支援センター条例施行規則、島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第7号）その他関係法令を承知の上で申請すること。

12 募集要項、仕様書の配付等

- (1) 配付期間 平成16年11月9日（火）から12月10日（金）までの毎日（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）
- (2) 配付時間 午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間は除く。）
- (3) 配付場所 13に記載する場所

13 問合せ先

郵便番号 690-8501

住所 松江市殿町1番地

担当部局 島根県商工労働部産業振興課総務企画グループ

電話 0852-22-5486

F A X 0852-22-6080